

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(案)」に対する意見

2021年10月4日

国際環境 NGO FoE Japan

該当箇所：全体

意見：

気候正義を基本的な考え方とすべき

理由・詳細：

一部の先進国がこれまで多くの温室効果ガスを排出し、途上国の資源を搾取しながら発展を遂げてきた。そのため、先進国は気候危機への責任が他の国に比べて大きく、その削減の強化や、途上国への資金・技術支援が必要とされている。また、気候危機は途上国の貧しい人々により大きな影響を与えるため、気候危機によりさらに格差が拡大する事態となっている。こういった気候危機の背景にある不正義を正し、日本を含む先進国がより大きな責任を果たす必要があるというのが気候正義の考え方である。この気候正義という考え方を長期戦略の基本的な考え方の一つとして冒頭に記載すべきであるとする。

該当箇所： p.1 L12、p.18 L23

意見：

脱化石燃料の必要性を明確に打ち出すべきである。「化石燃料への過度の依存」ではなく「化石燃料への依存」とする(p.1 L12)。「火力発電から大気に放出される二酸化炭素排出を実質ゼロにしていく」(p.18 L23)の「実質」を削除。

理由・詳細：

気候危機回避のためには先進国は 2030 年までに脱石炭、その他の化石燃料についてもフェーズアウトをしていく必要がある。二酸化炭素回収貯留などの技術を使って化石燃料を「脱炭素化」して使い続けるという想定では、依然大量の炭素が大気中に放出されるため、これを避ける必要がある。二酸化炭素回収貯留は未確立の技術であり、貯留に広大な土地を必要とし、数十世紀にわたって管理されなければならないが、そのような技術や法制度を導入することはほぼ不可能である。大気中に追加的に温室効果ガスを放出すれば、大規模植林などの「自然を活用した解決策(NbS)」等で生態系に吸収・固定を図ったとしても、地球の炭素循環量を増大させ続けることになる。パリ協定の 1.5°C 目標達成のためには、産業革命以降、大気に蓄積された炭素も、一定量吸収もしくは回収されねばならないが、生態系にはそのような規模で追加的に炭素を吸収・固定する容量はない。長期戦略においては、化石燃料を脱炭素化して使い続けるという前提ではなく、化石燃料の使用自体から脱却するというゴールを明確に打ち出すべきである。まず石炭火力を 2030 年までにフェーズアウトさせる目標を明確にし、その他の化石燃料についてもフェーズアウトの方向性を明記すべきである。

未確立の炭素回収貯留技術、地球工学、「自然を活用した解決策」を大規模に展開することは地球環境やその施策で直接影響を受ける人口、コミュニティに多大なリスクをもたらす。化石燃料を使い続けるという前提での長期目標、「カーボンニュートラル」であってはならないと考える。

該当箇所： p.3 L24 25

意見：

世界の気温上昇を 1.5℃までに抑えていく必要性を明確に打ち出し、日本政府としてもこの目標と整合する政策を取っていくことを明記すべき。

理由・詳細：

「我が国としても国際社会の一員として、パリ協定に掲げられたこの目標の実現にも貢献するため、長期戦略を策定し、その実施を通じて得た成果を共有していく。」としているが、日本としても 1.5℃目標と整合する 2030 年と 2050 年の目標設定と取り組みの前提とすべきであることを、明確に書き込むべきである。2021 年 8 月に発表された IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会の報告でも、1.5℃以上の気温上昇は、生態系や人類に大きな被害・影響を与えることが示されている。

該当箇所： 全体

意見：

需要削減についてさらに踏み込むべき。

理由：

長期戦略を考える上で、まずは生産・消費のあり方を見直し、エネルギー需要の大幅な削減を行うべきである。また、産業部門については、これまでも現在も「自主的な取り組み」に任されており、政府の役割はそのサポートに留まっている。気候危機を止めるためには、エネルギー効率向上だけでなく、産業のあり方や生産量の見直しも含めての取り組みが必要である。また、建築物・住宅の省エネや断熱性能を高めることは重要で、ZEH・ZEB 化を速やかにすすめていく必要がある。

コロナ禍を契機に、生活のあり方や、出張や通勤など特にビジネスに関する移動のあり方が大きく変化しようとしている。今後は、エネルギー消費削減の観点からも、自動車交通の削減、自動車がなくても暮らしやすいまちづくりなどを追求していく必要がある。また、ビジネス出張の減少により新幹線利用が大きく減る傾向にあるため、大規模な電力消費を伴うリニア新幹線の建設についても、環境、経済、リスクなどのさまざまな側面から中止する必要がある。

該当箇所： p.1 L3

意見：

低排出戦略ではなく脱炭素戦略とすべきである。

理由：

パリ協定の規定に基づく「長期低排出発展戦略」として策定するものであるとしているが、日本はすでに 2050 年カーボンニュートラルを宣言しており、低排出ではなく「脱炭素戦略」と明記し、2050 年までの脱炭素社会を見据え、化石燃料依存からの脱却の方向性を明記すべきである。

該当箇所： 全体

意見：

気候変動政策策定において市民参加の機会を確保すべき。

理由：

気候変動・エネルギー関連政策において市民が意見を述べることができるのは、パブリックコメントにおいての

みである。ライフスタイル転換の文脈においてのみ市民参加型(p.56)という文言が認められるのみで、戦略策定の過程においての市民参加が確保されていない。今後、気候変動・エネルギー政策を見直していくにあたり、各地での公聴会や討論会など市民参加の機会を常に確保することを明記すべきである。

該当箇所： p.2 L2

意見：

「生物多様性保全(NbS)」の表記を削除すべきである

理由：

後述のように気候変動対策と気候変動対策の両立は必要であるが、生物多様性保全はイコール「自然を活用した解決策」ではない。後段 p.66 に「自然を活用した解決策(NbS)」という表記が出てくることもあり、「生物多様性保全(NbS)」という表記は混乱を招く。なお、大規模植林や森林伐採を伴うようなバイオマス燃料開発は、生物多様性の損失や土地収奪を引き起こす恐れがあるため「自然を活用した解決策(NbS)」とすべきでない。

前述の p1.「化石燃料への過度の依存」への意見でも触れたように、「自然を活用した解決策」は一時的な炭素の吸収であり、化石燃料からの脱却が気候変動問題の1番の解決策であることに変わりはない。

該当箇所： 全体

意見：

気候変動の防止とともに生物多様性保全との両立についても書き込むべき

理由・詳細：

気候危機とともに、生物多様性の危機への対処も国際的な急務である。IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の報告書によれば、生物種の多くが人間活動により脅かされ、およそ 100 万種が今後数十年間のうちに絶滅する恐れがある。主たる原因は、土地利用転換、過剰伐採や乱獲、気候変動、汚染、外来種の侵入などである。エネルギー供給のための各種施設の建設や燃料の生産が、森林伐採や温排水などにより陸域や海洋の生態系に大きな影響を与えることもある。長期戦略にも、適応の観点のみならず(p.79)、長期戦略に生物多様性の保全の観点を統合すべきである。

該当箇所： p.4

意見：

削減目標を 2013 年度比 46%から少なくとも 62%以上に引き上げるべきである。また、先進国としての責任からさらなる削減の必要性があることを書き加えるべきである。

理由・詳細：

「2013 年度比 46%削減」は、1990 年比で約 40%削減にとどまり、気候危機の現状と気候正義(Climate Justice)に見合うものとは到底言えない。歴史的責任を加えた「フェアシェア」の観点で見れば日本は本来、2025 年頃には国内排出量をゼロにしなければならないほど、先進国としての責任は大きい。気候変動シンクタンクであるクライメート・アクション・トラッカーは日本の削減目標は少なくとも 2030 年に 2013 年比 62%を提言している。2050 年までの排出ゼロに鑑みても 2030 年目標は少なくとも 62%以上に引き上げるべきである。さらに産業革命以降の歴史的責任を考慮すれば、日本国内での排出を早急にゼロとしたうえで他国での削減に貢献することが必要である。

該当箇所： p.4 L26

意見：

気候変動の解決策は、人権や環境十全性に配慮すべきで「使える技術は全て使うとの発想」は改めるべきである。原子力、化石燃料由来の水素やアンモニア、大型バイオマス発電など、脱却すべき技術からは脱却すべきである。

理由・詳細：

現在日本政府が推進している気候変動対策には、BECCS や原子力など、人権や生物多様性保全の観点から懸念が多いものも含まれている。またバイオマス発電についても再生可能エネルギーに位置付けられているが、現状国内の大規模バイオマス発電所の多くは輸入バイオマス燃料に頼った事業が多く、かえって温室効果ガスの排出を増やし、環境を破壊している。使える技術は全て使うという発想は別の社会環境問題をさらに深刻なものにする。人権や環境十全性、持続可能性に影響のある技術に頼るのはやめるべきであり、気候変動対策の際には、人権や環境、持続可能性に配慮すると明記すべきである。

該当箇所： p.12, p.74

意見：

既存の原子炉の長期運転は非常にリスクが高い。2030 年よりも前に廃止すべきである。原子力からは早期に脱却し、小型モジュール炉や高温ガス炉など次世代炉の開発についても中止すべきである。

理由：

「原子力は大量かつ安定的にカーボンフリーの電力を供給することが可能な上、技術自給率も高い。(p.74)」としているが、原子力発電については、事故のリスクや被ばく労働などの観点から使うべきでないことに加え、維持管理や研究開発にかかるコストも莫大である。原子力政策は一刻も早く大きく転換し、廃炉に向かうべきである。次世代炉の研究開発についても、中止すべきである。

原発事故の教訓と将来にわたる放射能汚染や核廃棄物処分の観点から、原子力発電の継続は倫理に反し、使用済み核燃料の処理など問題を将来世代に押し付けることになる。

また、原発を 2030 年、2050 年にも使い続けるためには、40 年を超える長期運転を積極的に進めなければならないことになる。老朽化した原発は、原子炉や部品の劣化により事故のリスクが高まる。現在定められている原発の「40 年運転ルール」を反故にし、長期運転を認めることはあってはならない。今後の新增設やリプレースは論外であり、次世代炉の開発もふくめ、中止すべき。

該当箇所： p.16、p.19、p.72

意見：

水素・アンモニアは解決策にならない。混焼を行うのではなく、石炭火力発電を 2030 年までにフェーズアウトする方針を書き込むべき。

理由・詳細：

パリ協定の 1.5℃目標のためには、少なくとも先進国は 2030 年までの脱石炭が求められているが、現在の政策では高効率と認めたものを稼働させ続け、非効率のものもバイオマス燃料やアンモニアとの混焼で高効率とみなして稼働しつづけられるような仕組みとなっている。

水素・アンモニアは燃焼時こそ温室効果ガスを排出しないが、その生成プロセスで多くの温室効果ガスを排出する。現在流通しているアンモニア・水素のほとんどは天然ガス由来であり、今後も再エネ由来よりも化石燃料由

来のものを主流とする方向である。そもそも、アンモニアを石炭と混焼させて発電する技術は開発段階で、実用化されているわけではなく、気候変動対策の先送りにしかならない。アンモニアを使った石炭火力発電の延命はすべきでなく、石炭火力発電のフェーズアウトを明確に打ち出すべきである。

該当箇所： p.14

意見：

二酸化炭素回収・貯留付きバイオマス発電(BECCS)を気候変動対策に位置付けるべきではない。

理由・詳細：

BECCS について、現状日本で利用されている多くのバイオマス燃料は海外からの輸入に頼っており、国際運輸の面を考慮しただけでもカーボンニュートラルではないことがわかる。また必要とされるバイオマス燃料の規模を考慮すると、環境破壊や人権侵害、食料との競合を産む可能性がある。また CCS はコストも高く、全ての温室効果ガスを回収できるわけではない。さらに回収貯留に必要な土地を確保することで生じる人権侵害や環境破壊が懸念されている。BECCS を解決策に位置付けるべきではない。

該当箇所： p.25、p.90

意見：

産業界による取り組み・役割について、削減目標を設定し、情報公開を義務化すべきである。

理由・詳細：

産業界からの排出が多いにもかかわらず、現状認識と自主的取り組みの記載にとどまっているのは問題である。また、サステナビリティに関する開示については、TCFD に触れ「プライム市場上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。」としているが、プライム市場上場の有無に関わらず、情報開示の義務付けと、排出削減目標の設定を行うべきである。

該当箇所： p.40, p.80

意見：

航空の脱炭素化のためには交通総量の規制も盛り込むべきである。

理由・詳細：

航空の脱炭素化の取り組みとして、新技術導入や燃料転換が盛り込まれているが減便などの対策が含まれていない。諸外国では代替となる陸路の交通手段が存在する場合、減便や路線を減らすなどの対策がとられている。日本国内における路線や便数の見直しや、国際便利用抑制(路線の見直しなど)の措置を盛り込むべきである。

該当箇所： p.52

意見：

地元合意と環境保全を前提とした再エネ拡大と、2050年再エネ100%目標の明記を。

理由・詳細：

2050年における電力部門における再生可能エネルギー目標は長期戦略に示されていないが、現状エネルギー基本計画案で示されている数値は2030年に36~38%である。しかし、再生可能エネルギーは2030年に少なくとも50%以上、遅くとも2050年には100%にする必要がある。建物の上や工場、処分場などすでに開発された土

地での太陽光発電などを最大限進めることが第一に必要である。新築住宅、公共施設だけでなく、民間企業の土地活用についても、施策を強化すべきである。さらに、輸送部門の見直しなども含め、化石燃料の生産と消費からの脱却を目指していかなばならない。エネルギー需要の大幅削減を大前提として、一次エネルギー全体でも、持続可能で地域に根差した形で、再エネ 100%を目指していくことを明記すべき。

地元合意や環境配慮については p.52 に記載があるが、再エネの導入にあたっては、山林等を破壊せず、持続可能で地域に根ざしたかたちで、地域と対話しながら進めていくことが必要である。太陽光発電と風力発電については、再生可能エネルギー促進区域の設定(ポジティブゾーニング)に加え、保全区域の設定(ネガティブゾーニング)と併せて実施する必要がある。区域設定にあたっては、地域住民の参画を十分に確保しなければならない。また、環境影響評価法や森林法などにより、乱開発を防ぐための適切な規制を可能にする法制度が必要である。

該当箇所： p.63 L5

意見：

「最終段階で木質バイオマスエネルギー利用することにより化石燃料を代替できることから、二酸化炭素の排出削減にも寄与する」を削除すべき。

理由・詳細：

前述の p.4、p.14 への意見でも触れたが、バイオマスエネルギーは、IPCC も明言しているようにカーボンニュートラルではなく、ライフサイクルにおいて相当量の温室効果ガス排出を伴う。輸入燃料を用いた場合、化石燃料に比肩する量の二酸化炭素排出が発生することもある。この分を国内排出分として報告しないという現状の制度も不適切であり、地球規模問題の気候変動の対策として使うべきではない。炭素回収貯留技術を併用した BECCS で回収した炭素を貯留する国土はなく、海外貯留地を求めるとすれば、気候植民地化政策と非難されることになる。化石燃料代替のような規模でのバイオマスエネルギーの活用は推進されるべきではない。

該当箇所： p.88、p.91、p.100

意見：

海外の新規石炭火力発電への公的支援の完全停止と、公的資金の流れの脱炭素化を明記すべき。

理由・詳細：

日本政府は「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を 2021 年末までに終了する」と表明しているが、インDRAMU 石炭火力発電事業(インドネシア)及びマタバリ石炭火力発電事業フェーズ 2(バングラデシュ)の本体工事に対する国際協力機構(JICA)を通じた新規円借款については、「既に実施に向けた手続を行っている案件」として、支援に向けた準備を継続している。

2021 年の G7 首脳宣言では、国際的な公的資金を 2050 年カーボンニュートラル目標と整合させるとしており、石炭火力発電の新設支援を行うことはこの合意に反している。前述の二案件も含めて、海外への石炭火力発電所輸出事業に対する公的支援の完全停止を盛り込むべきである。

さらに、G7 コーンウォール・サミットの首脳宣言では「国際的な公的資金を、2050 年より前の温室効果ガス排出ネット・ゼロ及び 2020 年代に排出量を大幅に削減することの世界的な達成と整合性の取れたものとするようコミットする」としており、これは石炭火力にとどまらない。化石燃料事業への公的支援のフェーズアウトに向けたロードマップを策定することを、エネルギー基本計画で明記すべきである。なお、p.101「LNG 市場の創設・拡大によるアジアの現実的なトランジションで主導権を発揮する」とあるが、化石燃料である LNG も支援を止め削減す

べき対象である。LNGを含む新規化石燃料事業の公的支援を停止する方針を書き込むべきである。

該当箇所: p.91 L24

意見:

二国間クレジット制度(JCM)に関する記述での「我が国の削減目標の達成にも活用する。」を削除すべき。

理由・詳細:

海外で達成した削減・吸収量を国の削減目標に編入することで、国内の排出量削減を遅らせることにつながる。JCM がパリ協定の国別目標達成に活用できるかどうかはまだ国際合意がなく、本長期目標で「活用する」と断定できることではない。JCM による達成量は事業ホスト国への貢献として、国の削減目標とは別に検証・評価されるべきである。

また、長期戦略でオフセット制度の推奨に触れるということは、2050年時点でも相当量の国内排出量があることが想定されているということである。気候変動問題の根本解決のためには、化石燃料起源の排出を限りなくゼロに近づけることを目標にしなければならず、早期に脱化石燃料を果たさなければならない。そうでなく、相当量の排出を2050年まで続け、海外の土地を占有した回収・吸収事業でカーボンニュートラルを見かけ上達成するという想定は非現実的であり、気温上昇を1.5°C以下に抑えるというパリ協定目標とも科学的な整合性がない。

以上

問い合わせ先: 国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9 TEL: 03-6909-5983 / FAX: 03-6909-5986